



# 納税証明書の オンライン申請が始まります。

令和5年7月1日から、軽自動車の車検や金融機関等への手続きで必要となる納税証明書(町税に滞納がない証明)の申請手続きをオンラインで行うことができますようになりました。

役場窓口で申請書を書く必要がなくなり、証明書の受け取りが便利になります。

## 納税証明書の種類

- ・全税目
- ・軽自動車税(車検用)

## 受取方法

- ①窓口受取** サイト内で証明書の選択・申請者情報等の入力・来庁日時選択等を行い、窓口に来庁し必要な金額をお支払いの上、証明書をお受け取りください。
  - ※1 窓口受取の際は、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。また、軽自動車税の証明書を受け取られる方は、車検証もご持参ください。
- ②郵送受取** サイト内で証明書の選択・申請者情報等の入力・支払方法の選択等を行い、ご自宅に郵送される証明書をお受け取りください。
  - ※1 申請時に本人確認書類等(画像)の添付が必要となります。
  - ※2 料金の支払はクレジットカードのみです。サイト内で手続きください。
  - ※3 郵送料が不足した場合、受取時に申請者本人の負担となります。

## オンライン申請方法

下記のオンライン申請サイトにアクセスし、手順に従い申請してください。

☆パソコンの場合 <https://oas.town.koshimizu.hokkaido.jp/>

☆スマートフォンの場合(QRコードを読み取り)



## おおよそのオンライン申請の流れ



# 住民税非課税世帯臨時特別給付金 (食料品等価格高騰支援分)のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、電力やガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり3万円を給付する臨時特別給付金が支給されます。



## 対象となる世帯

全員が非課税(住民税均等割)の世帯

令和5年6月1日(基準日)現在、本町に住民票があり、令和5年度分の住民税が非課税(世帯内の全員)の世帯が対象になります。

支給の対象と思われる世帯には、6月下旬頃から世帯主の方へお知らせしていますので、内容を確認してください。詳細については、お手元に届いた書類をご覧ください。

## 支給額

一世帯あたり3万円

## 必要書類

各申請書等の必要書類は、役場窓口または町ホームページに用意しています。ご不明な点はお気軽にご相談ください。

## 申請期限

令和5年10月31日(火)

## 申請先

保健福祉課福祉介護係

## フローチャート

令和5年度の住民税が非課税の世帯

令和4年度の給付金(5万円)が対象となり、世帯主や口座情報など**状況が変わらない世帯**

6月16日付けでお知らせ文書を送付後、6月30日に振り込みが完了しています。  
(特に手続き等は不要です。)

令和4年度の給付金(5万円)が対象外、もしくは、世帯主や口座情報など**令和4年度から状況が変更となった世帯**

6月下旬に確認書を送付していますので、必要事項の記入、必要書類の添付など手続きをお願いします。

世帯員の中に未申告者、もしくは転入者など、本町では**所得の状況が確認できない方がいる世帯**

順次個別にご案内していますので、住民税の申請に必要な手続きをお願いします。

お問い合わせ先

役場町民生活課税務係

☎ (62) 4479

お問い合わせ先

役場保健福祉課福祉介護係

☎ (62) 4473